

社会保険の「算定基礎届」が届いています

4・5・6月の給料を記載して忘れずに提出しましょう

務所までお問い合わせください。

賞与を支払ったら

賞与を支払った場合にも「賞与と支払届」の提出が必

要ですので、忘れずに届を出しましょう。不明な点は事

務所までお問い合わせください。

給料の大幅な増減があったときは「月額変更届」の提

出が必要です。

送付されてきている「算定基礎届」にはすでに加入者

の氏名等の情報が印字されていますので4・5・6月に

支払った給料の金額を記入すればいいようになっていま

す。給料は総支給額で記入します。事業所情報も印字さ

れていますので同封の封筒で送り返してください。

年金事務所から「算定基礎届」の提出を求める書類が

届いています。この「算定基礎届」で1年の社会保険料

が決まります(保険料の変更は9月からです)。

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二一
FAX 八一一一九七五六



今年4月から社会保険料が変わっています

今年の4月から社会保険料の内、健康保険分が上がり

ました。

社会保険加入者のうち介護保険に該当しない方(40歳

未満の人と65歳以上の人)の料率が10・02%から10・03

%になっています。具体的な金額は「令和7年3月分

の健康保険・厚生年金の保険料額表」で確認してくだ

さい。厚生年金保険料に変更はありません。

定額減税補足給付金(不足額給付)はいつ戻る?

事務所に見出しのような問い合わせがあります。定額

減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年分所得税及

び定額減税の実績額等が確定したのちに、定額減税並び

に令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給

付)の額に不足があることが判明した場合に、追加で納税

者に給付するものです。昨年6月、定額減税が実施され

たときには「給付金」は今年の5月から6月には交付され

るといわれていました。しかし実際には「定額減税しき

れなかった方への給付金(不足額給付)については、令和

7年度の個人住民税が決定された(6月頃)以降に実施す

る予定ではありますが、支給時期などの詳細は未定です。

つきましては、現時点では「自分が対象となるのか」

「いつ支給されるのか」「いくら支給されるのか」といつ

たお問い合わせには、お答えできかねますので、御了承

ください。(春日井市ホームページより)と全く見込み

が立っていません。定額減税って一体何だったんでしょ

うか?

源泉所得税の納期限は

七月十日(木)です。

不明な点は事務所までお問い合わせください。

春日井民主商工会第59回定期総会

共済会第33回定期総会

とき 7月11日(金) 午後7時～

ところ グリーンパル春日井101会議室

総会は代議員制で実施しますが、会員は誰でも評議員として参加できます。婦人部員の参加も大歓迎。今から予定を空けて、多くの皆さんの参加をお願いします。

毎年好評の 小豆島ソーメン

入荷しました
物価高でも値段据え置き
**1.8キロ入り
2,500円**



毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀